

NOP(米国農務省全米有機プログラム)

認証取得の手順と認証の基準

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

第4版

改訂履歴

版	改訂	改訂日
第1版	策定	2010年2月20日
第2版	用語の使用方法などを整備	2010年3月20日
第3版	アメリカ農務省を米国農務省に変更 基準抜粋に除外手法の定義を加える。用語の 定義、共通事項など見出しの説明を追加し、 基準項目をグループしたことを明示	2010年5月22日理事会報告 2010年6月27日運用開始
第4版	ナショナル・リストの改訂（追加と削除）に よる改訂、JASとの対照表第2版の訳語と の統一（例：合成→化学合成、農産物→農林 物資等）	2011年9月17日

一、認証取得の手順

1. この認証制度の仕組みと認証取得によって得られるもの

1.1 仕組み

有機JAS規格にもとづき認定事業者が格付し有機JASマークの表示された商品であっても、アメリカ合衆国では有機表示（「100%Organic」「Organic」「made with organic」などの表示）ができません。米国農務省が定める全米有機プログラム（NOP）にもとづく認証の取得が必要です。この認証は、米国農務省に認定された認証機関（Certifying agent）によって行われています。

2009年米国農務省は、日本の農林水産省に対して、米国農務省に代わってNOPの認証機関を認定する権限を付与しました。この取り決めにもとづき有機中央会が、NOPの認証を行う認証機関に認定されました。

希望する日本国内の有機生産者は、有機中央会からNOP基準にもとづく認証を受けて、

米国へ有機食品の輸出を行うことができます。

1.2 認証の区分

認証の区分は、大きくふたつに区分されます。

区分	該当する内容	
農作物及び野生 作物分野	農作物の生産 野生作物の採取 *有機 JAS では、有機農産物の生産行程管理者にあたる。	
ハンドリング	加工製造	加工食品の製造 *有機 JAS では、有機加工食品の生産行程管理者にあたる
	加工製造以外の 取り扱い	農作物、野生作物、加工食品などを加工せずに取り扱う業態。 *有機 JAS では、小分け業にあたる。

1.3 認証可能な事業者

農林水産省から認定を受けたNOPの認証機関が認証できる事業者は、日本国内で生産を行う事業者に限ります。

1.4 申請の区分

認証申請は、次の区分で行ってください。それぞれ申請書式が別になります。

- ①農作物及び野生作物の生産もしくは採取
- ②ハンドリング（加工製造）
- ③ハンドリング（加工製造以外での取り扱い）

2. 認証審査の流れと時間

2.1 審査のステップ

認証審査の方法は、基本的に有機 JAS の場合と同じく、書類審査と実地検査、その後の判定のプロセスを踏みます。

このプロセスでの違いが、2点あります。

①オーガニックシステムプランというものが求められ、実地検査に入る前に、そのプランが認証機関によって承認されなければなりません。

②認証不可となった場合、有機 JAS では不服審査請求がありますが、NOP では3つのことができます。（後述12頁～13頁、第4項、第5項）

●審査ステップ1

申請書類の作成と提出

申請書類で様式が決まっているものは、本会のホームページで取得できます。様式の決まっていないものは、自由書式で作成して下さい。その際、図面等で大きいサイズが必要な場合を除いて、A4サイズの下紙を使用して下さい。

●審査ステップ2

申請書類の受理

申請書類が提出されると受理のための確認が行われます。書類の不足、記入漏れがないかなどのチェックが行われ、すべてそろったところで申請が受理されます。

●審査ステップ3

認証料金の一部（書類審査費用と租税公課分担金）の支払い。NOPでは、認証料金の支払いが基準で義務付けられ、支払いがない場合には認証できません。受理した内容にもとづき請求書が送付されます。入金を確認した後、審査を開始します。

●審査ステップ4

書類審査

受理された申請は、検査員により審査されます。不明な点があると質問がなされます。

●審査ステップ5

オーガニックシステムプランの承認

書類審査が終了すると、審査結果が認証委員会にかけられ、判定員によるオーガニックシステムプランの判定が行われます。基準に適合している場合は、承認されます。

●審査ステップ6

実地検査

オーガニックシステムプランが承認された後、実地検査に進みます。

●審査ステップ7

実地検査が終了しますと書類審査費用と租税公課分担金以外の費用の請求を行います。お支払いをお願いします。

●審査ステップ8

認証委員会審議及び判定

実地検査が終了すると判定の作業に入ります。

●審査ステップ9

認証

基準に適合していると判定されると、理事長に報告され、理事長が認証を行います。

●審査ステップ10

認証書及び判定通知書の交付

認証が行われると、認証書、判定通知書、USDA マークの清刷（必要とする場合に限る）の交付が行われます。

○不適合の是正

審査の各プロセスで不適合が認められた場合は、不適合の指摘を行います。指摘を受けた場合は、是正が必要です。改善不可能な不適合が認められた場合は、その段階で判定を行い、審査を終了する場合があります。

2.2 審査にかかる時間

審査にかかる期間は、書類が受理されてからおおむね 90 営業日（休日は除きます）です。この期間に、不適合の是正期間及び料金の入金が確認されるまでの期間は、含みません。

3. 認証審査に係る費用

有機中央会のホームページに公開されています。

<http://www.yu-ki.or.jp/tejun/ryokin.htm>

費用は、

書類審査費用

実地検査費用

検査報告書作成費用

農場内加工施設割増

認証審査費用

認証事業一般管理費

租税公課分担金

認証書交付費

USDA マークの交付費

認証事項の公開費用

その他によって構成されます。支払いは、以下のように分割していただきます。

第1回支払い：申請の受理時

書類審査費用と租税公課分担金

第2回支払い：実地検査終了後

書類審査費用と租税公課分担金以外のすべての費用

4. 認証申請に必要な書類及びその取得方法

認証申請に必要な書類の様式は、本会のホームページで取得してください。

<http://www.yu-ki.or.jp/tejun/syorui.htm>

二、認証の基準

1. NOPの生産及びハンドリングの基準

文末に添付

NOPの生産及びハンドリングの基準ダイジェスト版

＊ダイジェスト版は、基準のすべてを網羅していません。有機JASと異なる点を中心に整理したものです。基準の全体を確認するためには、本会が編纂した本編若しくは基準の原文をあたってください。

2. オーガニックシステムプランに具体的に求められること

2.0 オーガニックシステムプランの内容として要求される項目

- ①守られるべき手順の内容
- ②使用予定の資材リスト
- ③プランが有効であることを検証するモニタリング（確認）の方法と頻度及び手順
- ④記録保存システムの内容
- ⑤オーガニックと非オーガニックの接触防止
- ⑥認証機関が必要とする追加の情報

したがって、JAS有機申請時に要求される下記文書に上記6項目が盛り込まれれば、それをもってオーガニックシステムプランとすることができます。

●オーガニックシステムプランの構成（農産）

- ①生産管理規程（上記 2.0 の①、②、④、⑤及び輪作に関する事項が記載されたもの）
- ②格付規程（上記の 2.0 の③が記載されたもの）
- ③書式 1 1 - 1 2 栽培計画表（②使用予定の資材リストはこの文書に記載しても可）

●オーガニックシステムプランの構成（ハンドリング加工製造）

- ①生産管理規程（上記 2.0 の①、②、④及び⑤が記載されたもの）
- ②格付規程（上記 2.0 の③が記載されたもの）
- ③年間の製品生産計画書（可能であれば米国への輸出計画）

●オーガニックシステムプランの構成（ハンドリング加工製造以外）

- ①小分け、輸送、保管など作業の管理規程（上記 2.0 の①、②、④及び⑤が記載されたもの）
- ②格付表示規程（上記 2.0 の③が記載されたもの）
- ③年間の小分け業務等取扱い計画書

2.1 農作物生産及び野生作物分野

- ①守られるべき手順の内容、⑤オーガニックと非オーガニックの接触防止 ⑥認証機関が必要とする追加の情報

【必要事項】サブパートCで求められるオーガニック生産の要件を満たした生産の方法を具体的に定めていること。要は、種子の段階から栽培、収穫、出荷にいたるまでの作物の生産管理の方法を整理して記述されたもので、それが基準に適合していれば良い。

*一部サブパートDにも係る。

管理項目	サブパートCの要件他
生産の原則	§ 205.200 一般事項 土壌と水の質を含め、事業の天然資源の維持もしくは強化を図るものであること
圃場管理	§ 205.202
種子及び苗	§ 205.204
育苗管理	§ 205.204 サブパート G ナショナルリスト
土づくり及び肥培管理	§ 205.203 § 205.205 輪作については、具体的な作づけ計画に反映されていること。

	サブパート G ナショナルリスト
雑草対策	§ 205.206 (c) ナショナルリスト、§ 205.203 (e) (3)
病虫害対策	§ 205.205 § 205.206 (a、b、d) サブパート G ナショナルリスト
生産に使用する機械器具の管理	§ 205.202 (c)「農作物への禁止物質の意図せぬ使用」に該当するようなことを避ける。並行生産から想定されるリスクに対応した管理が決められていること。
収穫、調製、出荷の管理	§ 205.272 混合と汚染の防止対策が決められていること 野性作物の場合は、§ 205.207 の (b) を考慮した採取方法
収穫、調製、出荷に係る施設の管理	§ 205.271 サブパート G ナショナルリスト § 205.271 (d) が見込まれる場合には、本会与合意する手順
並行生産施設にあっては、機械器具の区分管理の詳細を含む管理方法	§ 205.272 茶工場、米の乾燥調整施設などにおいて、特に生産ラインの具体的な区分管理の方法が決めてあること。
表示に関する事項	出荷する際の表示の方法を決めていること

●②の使用する資材リスト

【必要事項】 § 205.201

使用を予定する資材の名称、用途及び使用予定場所がリスト化されていること。

リスト化された資材について、原材料の由来及び当該資材の製造工程を示す資料を添付していること。

●④記録保存システムと⑥認証機関が必要とする追加の情報

記録の作成と保管についての定め	§ 205.103 必要な記録の作成と 5 年以上の保管
年間作づけ計画	サブパート A 輪作の定義、§ 205.205 を考慮して策定されていること。具体的な栽培管理計画として策定されていること。
マークの管理	マークの適切な管理方法を決めていること

● ③プランが有効であることを検証するモニタリング（確認）の方法と頻度及び手順

以下の内容を具体的に定めていること。JAS の格付規程がある場合には、⑤が追加されていること。

決めるべき項目	手順
①出荷までに当該農産物の生産行程の管理記録を作成すること	
②出荷までに当該農産物の生産管理に間違いがなかったかどうかを確認すること	出荷の単位ごとに実施すること
③間違いがなかったことが確認できたものにオーガニック表示を行うこと。	
④間違いがあったものには、オーガニック表示を行わないこと	
⑤必要な場合には、残留農薬検査などを実施すること	

2.2 ハンドリング（製造加工）分野

● ①守られるべき手順の内容、⑤オーガニックと非オーガニックの接触防止 ⑥認証機関が必要とする追加の情報

【必要事項】サブパートCで求められるオーガニック生産の要件を満たした生産の方法を具体的に定めていること。

*一部サブパートDにも係る。

管理項目	サブパートCの要件（一部サブパートDを含む）	
使用する原料に関する事項 （添加物、加工助剤を含む）	100%オーガニック § 205.301 (a) オーガニック § 205.301 (b) § 205.270 (b) § 205.605 及び § 205.606	具体的な製品の単位できめていること
使用する原料の受け入れ確認に関する事項		
製品における原料の配合割合に関する事項	100%オーガニック § 205.301 (a) オーガニック § 205.301 (b) § 205.302	具体的な製品の単位できめていること
製品の製造方法に関する事項	§ 205.270	

生産に使用する機械・器具に関する事項	§ 205.272	
製品の包装に関する事項	§ 205.272 (b)	具体的な製品の単位できめていること
製品の表示に関する事項	§ 205. 270 の (c) § 205.300 § 205.303 § 205.304 § 205.305	
製品の一時保管に関する事項	§ 205.272	
製品の出荷に関する事項	§ 205.272	
製造及び保管に係る施設の管理に関する事項	§ 205.271 使用する薬剤については、基本的に (C) の範囲で計画されていること。(d) については、必要性が発生した際に合意する手順を定めること	

●②の使用する資材リスト

オーガニック以外の原料：§ 205.606 に該当するもの

添加物、加工助剤：§ 205.605 に該当するもの

機械器具の洗浄、殺菌等に使用する薬剤

施設管理に使用する薬剤

●④記録保存システムと⑥認証機関が必要とする追加の情報

記録の作成と保管についての定め	§ 205.103 必要な記録の作成と 5 年以上の保管
年間の生産計画	
マークの管理	

● ③プランが有効であることを検証するモニタリング（確認）の方法と頻度及び手順

以下の内容を具体的に定めていること。JAS の格付規程がある場合は、それに⑤が追加されていること。

決めるべき項目	手順
①出荷までに製品の生産行程の管理記録を作成すること	
②出荷までに製品の生産管理に間違いがなかったかどうかを確認すること	

③間違いがなかったことが確認できたものに 表示（100%オーガニックもしくはオーガニック） を行うこと。	
④間違いがあったものには、表示（100%オー ガニック、オーガニック）を行わないこと	
⑤必要な場合には、残留農薬検査などを実施す ること	

2.3 ハンドリング（製造加工以外の取り扱い）

- ①守られるべき手順の内容、⑤オーガニックと非オーガニックの接触防止 ⑥認証機
関が必要とする追加の情報

【必要事項】サブパートCで求められるオーガニック生産の要件を満たした生産の方法を
具体的に定めていること。

*一部サブパートDにも係る。

管理項目	サブパートCの要件（一部サブパートDを含む）	
取り扱う農林物資の受け入れ 確認に関する事項		
取り扱い方法に関する事項	§ 205.270	
取り扱いに使用する機械・器 具に関する事項	§ 205.272	
製品の包装に関する事項	§ 205.272（b）	
製品の表示に関する事項	§ 205. 270 の（c） § 205.300 § 205.303 § 205.304 § 205.305	
製品の一時保管に関する事項	§ 205.272	
製品の出荷に関する事項	§ 205.272	
取り扱いの施設の管理に関す る事項	§ 205.271 使用する薬剤については、基本的に（C） の範囲で計画されていること。（d）につ いては、必要性が発生した際に合意する 手順を定めること	

- ②の使用資材リスト

取り扱いの機械器具の洗浄、殺菌等に使用する薬剤

取り扱いの施設管理に使用する薬剤

●④記録保存システムと⑥認証機関が必要とする追加の情報

記録の作成と保管についての定め	§ 205.103 必要な記録の作成と 5 年以上の保管
年間の取り扱い計画	
マークの管理	

● ③プランが有効であることを検証するモニタリング（確認）の方法と頻度及び手順

以下の内容を具体的に定めていること。JAS の格付規程がある場合は、それに⑤が追加されていること。

決めるべき項目	手順
①出荷までに製品の取り扱いの管理記録を作成すること	
②出荷までに製品の取り扱いに間違いがなかったかどうかを確認すること	
③間違いがなかったことが確認できたものに表示（100%オーガニックもしくはオーガニック）を行うこと。	
④間違いがあったものには、表示（100%オーガニック、オーガニック）を行わないこと	
⑤出荷ロット単位での製品の表示の検査	

3. 認証事業者を求める一般的要求事項

本会は、認証業務規程 45 条と 46 条において、認証事業者を求める一般的要求事項と認証後に報告いただく事項を、以下のように求めています。これは、約束です。この約束を守っていただきます。

<認証業務規程>

第45条 本会は、認証をするときの条件として、認証を受ける事業者に対して、以下のことを求める。

- (1) 認証に係る事項が、認証後も継続して当該NOP基準に適合するように維持すること。

- (2) NOP基準を遵守し、NOP認証表示を適正に実施すること。
- (3) 認証に係る氏名もしくは名称、住所もしくは認証事項を変更しようとするとき、又は認証事業を廃止しようとするときは、あらかじめ本会に報告すること。
- (4) 下記の事項については、直ちに本会に報告すること。
 - ①事業の一部である圃場、施設又は製品への禁止物質の施用（ドリフトを含む）
 - ②NOP基準の遵守に影響を及ぼす可能性のある認証事業若しくはその一部の変更
- (5) 本会の「NOP認証取得のための生産及びハンドリングの基準」第2章第1項の規定に従い、オーガニック生産若しくはオーガニックハンドリングのシステムプランを毎年、とりまとめて更新し、本会に提出すること。
- (6) オーガニック事業に該当するすべての記録を、その作成から5年以上維持管理すること。また、NOP規則等を遵守しているか否かを判断するために農林水産省消費安全技術センター又は認証機関が求めたときは、これらの記録を閲覧させ、又は写しの提供等を行なうこと。
- (7) 実地検査、年次調査及び臨時調査があるときには、協力し、必要な報告を行ない、受検すること。
- (8) 毎年1月15日までに、前年（1月1日から12月31日）の有機農林物資の生産数量及び米国への輸出数量、農産物にあつてはその種類（果樹・水稻/陸稻・お茶・野菜・その他）毎の圃場面積、NOP基準に不適合であった有機農林物資の数量及びその原因を本会に報告すること。
- (9) NOP認証に係わる業務を適切に実施しているかどうかを確認するために必要があるときは、本会は以下のことができること。
 - ア、その業務に関して必要な報告を本会に行うことを求めること。
 - イ、本会が、認証に係る工場、施設、圃場、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入り、NOP認証を受けた製品に係る広告もしくは表示、製品、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査すること。また、認証機関が必要と認めた場合は、認証を受けていない生産及びハンドリングが行なわれる場所にも立ち入り、検査すること。
- (10) 前(1)号から(8)号の条件に違反し、又は(9)のアの報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、もしくは(9)のイの検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した時には、その認証を取り消し、又はNOP認証に係る業務の停止及びNOP認証表示の付してある農産物の出荷の停止を求めることができること。
- (11) 前号のNOP認証に係る業務の停止及びNOP認証表示の付してある農産物の出荷停止の求めに応じないときは、認証を取り消す。
- (12) 認証の公表、NOP認証に係る業務の停止等の公表、認証の取り消しなどの公

表を行うこと。

- (13) 当該農産物のNOP認証に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録を本会の求めに応じて、本会に利用させること。
- (14) USDAマークの使用については、関連法規及び本会のUSDAマークの作成規程にしたがって、適正に使用及び管理すること。
- (15) 本会が交付するNOP認証書にあっては、適切に管理し、不正使用等の防止をはかること。記載事項等の変更により不用となったNOP認証書は、すみやかに本会に返還すること。
- (16) NOP基準及び関連法規を遵守し、製品の表示は、適切に実施すること。
- (17) 年次調査、臨時調査において、本会より是正指摘を受けた場合には、すみやかに是正を実施すること。なお、是正が著しく遅滞し、不適合品にNOP認証表示が付されて出荷される恐れのある時には、認証事業に係る業務の一部もしくは一時停止を求めることができること。
- (18) 意図的であると否とに係らず、不適合業務によって発生した責任は、これを負うこと。またその不適合業務によって不適合製品等が流出した場合には、発生する被害を最小限にとどめるように努めること。
- (19) 認証機関が請求する定められた手数料を支払うこと。

(認証事業者を求める報告等)

第46条 本会は、認証をするときの条件として認証事業者に以下の報告を行うことを求める。

- (1) 認証事項の変更を予定する場合、速やかに本会に届出て、必要な審査を受けること。
- (2) 年次調査に際して、通知を受けた年次調査の現地検査予定月のおおむね2ヶ月前程度に「年次調査のための報告書」を提出すること。
- (3) 定期的実施する表示点検等に際して、作成使用している表示もしくは作成を予定する表示デザイン等を報告すること。
- (4) 包装表示を新たに作成する場合は、作成を予定する表示デザイン等を報告すること。
- (5) 毎年1月15日までに前年のNOP認証表示製品に係る実績等前条(8)の事項を、指定された書式により集計し、本会へ報告すること。
- (6) NOP認証事業を廃止する場合は、あらかじめ本会に通知し、廃止する事業等を記載した「NOP認証事業の廃止届」を提出すること。
- (7) 臨時調査に係り、本会が請求する報告。

4. 認証が不承認(不可)など決定に不服がある場合にできること

4.1 不服審査請求

申請者のみなさんが判定に不服がある場合には、不服審査を請求することができます。これは、有機 JAS 制度と同じです。通知された判定に不服がある場合は、以下の内容を記載して、本会理事長宛に提出してください。特に書式の指定はありません。ただし A4 版の紙を使用してください。電子メールの場合は、本会事務局長のメールに送信してください。

<記載すること>

- 1、不服審査を請求する旨の記載
- 2、請求する者の名称
- 3、住所
- 4、電話番号
- 5、あて先 本会理事長
- 6、不服審査を請求する審査の内容（どの審査が不服であることを特定すること）
- 7、理由
- 8、理由の根拠となる記録や写真がある場合は、添付。

<送付先>

本会事務局

<審査>

不服審査請求が受理されると不服審査委員会で審議されます。30 日以内に不服審査請求の扱いが決定され、請求者に通知されます。

4.2 有機 JAS 制度にはないが、NOP の認証制度で認められる異議申し立て等

4.2.1 調停（NOP 基準書 § 205.663）

申請者もしくは認証事業者は、認証の不承認、認証の一時停止の予告ないし取り消しの予告に対して、調停を要請することができます。

4.2.2 異議申し立て（NOP 基準書 § 205.681）

申請者もしくは認証事業者は、認証の不承認、認証の一時停止の予告ないし取り消しの予告に対して、異議申し立てすることができます。

5、判定以外のことについての異議申し立て

判定以外のことで本会の認定に係る業務について異議等がある場合は、申し立てることができます。その場合も、申し立て者の名称、住所、電話、異議申し立ての内容、根拠書類がある場合は根拠を添えるなどして、本会あて送付してください。電子メールの場合は、本会事務局長のメールに送信してください。申し立てを受けると一週間くらいで処置を決

定しますので、2週間以内程度で扱いを通知します。

有機中央会ホームページ URL <http://www.yu-ki.or.jp>

電子メールアドレス 事務局 jimukyoku@yu-ki.or.jp

事務局長 k-kazuo@yu-ki.or.jp

添付

NOP 認証取得のための生産及びハンドリングの基準

ダイジェスト版第2版

2011年9月17日

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

<http://www.yu-ki.or.jp>

基準委員会策定

本ダイジェスト版の作成にあたっては、農林水産省によるNOP基準書の翻訳を参照した。

●改訂履歴

版	制定・改訂	制定・改訂日
第1版	制定	2009年10月24日
第2版	改訂 ①NOP基準のナショナルリストの改正が行われたので、リストを改訂 ②用語の見直し	2017年9月17日

はじめに このダイジェスト版の目的

1. 本ダイジェスト版は、原則として、米国の有機農業の基準であるナショナル・オーガニック・プログラムについて、日本の有機 JAS 規格と異なる部分について記載したものである。したがって、有機 JAS 規格を前提として、変更ないし追加する必要のある部分を把握するために有用である。しかし NOP 基準全体を把握することはできない。NOP 基準全体を把握するためには、本編を読む必要がある。但し、許可する化学合成物質や禁止する天然物質等がナショナル・リストとして掲載されている部分についてはすべて記載した。また、章構成はわかりやすくするために、本会が設けたものであり、NOP 基準にはない。各章に NOP 基準のセクション番号を示してあるので、原基準と照合することができる。
2. 本基準に記載のない事項については、ナショナル・リストの部分を除き、すべて有機 JAS 規格基準及び本会の生産基準によるものとする。
3. なお、パート 205－ナショナル・オーガニック・プログラムのことを以下では本パートまたは NOP という。
4. § 205.101 などの項目番号は、NOP の基準書の項番である。

NOP 基準に係る情報は、以下のホームページで見ることができる。

●アメリカ連邦政府の農業販売促進局（AMS）の NOP の頁

<http://www.ams.usda.gov/AMSV1.0/NOP>

●NOP の基準書

<http://ecfr.gpoaccess.gov/cgi/t/text/text-idx?type=simple;c=ecfr;cc=ecfr;sid=2415a121fd746358d45967ed67bf276c;idno=7;region=DIV1;q1=National%20Organic%20Program;rgn=div5;view=text;node=7%3A3.1.1.9.32>

NOP 生産及びハンドリングの基準

抜粋第2版

用語の定義

NOP 基準に使用される用語が、定義づけられている。以下、その項の抜粋です。

§ 205.101 用語の定義

[農林物資]

畜産物を含め、食用もしくは家畜飼料用に米国で販売される、加工の有無を問わない、あらゆる農産品。

[ハンドリング]

農林物資の販売、加工および梱包を行うこと。ただし、農作物や家畜の生産業者によるハンドリング業者へのその販売、輸送、納入はこれに含まれない。

[商業的に購入可能]

オーガニック・プランを審査する際の認証機関の規定にしたがって、オーガニックな生産システムないしハンドリングシステムにおける基本的な機能を実現するのに、適切な形、品質もしくは数量で生産資材を購入できること。オーガニック・プランを審査する段階で認証機関が判断する。

[長官]

農務長官または長官の代理を務める権限を付与された担当者。

[並行生産]

オーガニック農林物資と非オーガニック農林物資、両方の生産事業もしくはハンドリング事業を行うこと。

[栄養繁殖苗]

植物の生産ないしは繁殖で使われる、一年生苗以外のあらゆる植物もしくは植物組織。根茎、苗条、切断された葉・枝、地下部や塊茎もこれに含まれる。

[オーガニック]

オーガニック法及び本パートの規則に従って生産された農林物資であることを意味するラベル表示用語。

[オーガニック法]

改正後の1990年有機食品生産法（7U.S.C.6501 以下参照）。

[ナショナル・オーガニック・プログラム]

オーガニック法で承認された、その規定の施行を目的とするプログラム。

[化学合成物質]

化学的な工程または自然に生まれた植物源、動物源もしくは鉱物源から抽出された物質を化学的に変化させる工程によって配合または製造された物質。但し、当該用語は、自然に生じる生物学的工程によって生成される物質には適用されない。

[輪作]

圃場を休ませることなく同じ種もしくは科の作物を繰り返し栽培しないために、あらかじめ決められたパターンもしくは順番で、毎作物年、あるひとつの圃場で一年生作物を交互に栽培する営農法。永年作付けシステムでは、アレイ・クロッピング、インタークロッピングやヘッジローなどの手法を使って、輪作に代わる生物多様性の導入を図る。

[禁止物質]

オーガニック法または本パートの規則において、オーガニック生産もしくはオーガニックハンドリングのいかなる部分にも使用することが禁止されている物質か、あるいは、かかる使用に関する定めがない物質。

[除外手法]

生物体の遺伝子を組み換えるために、または、自然な環境もしくは作業では不可能で、オーガニック生産とは両立しないと考えられる手段によって、その生育・成長に影響を与えるために用いられる、多様な手法。当該手法には細胞融合、マイクロカプセル化ならびにマクロカプセル化や組換え DNA 技術（組換え DNA 技術で実現する場合には、遺伝子欠失、遺伝子の倍加、外来遺伝子導入および遺伝子の位置の変更を含む）などがあるが、従来の育種、接合、発酵、雑種形成、対外受精ないしは組織培養の利用は、これには含まれない。

農作物生産及びハンドリングの共通要求事項

NOPの基準書は、有機JASの規格書とは異なり、有機農産物、有機加工食品などを別にして作っていない。すべてがひとつの基準書のなかにある。ここでは、農作物生産、ハンドリング（加工製造、加工製造以外の取り扱い）双方の事業者に通じて要求される事項を集めて抜粋した。

§ 205.201 オーガニックシステムプランの作成

「100%オーガニック」、「オーガニック」もしくは「オーガニック（特定の成分ないしは食品群）使用」（以下「オーガニック○○○使用」と表記する）として**農林物資**を販売、ラベル表示または表示することを意図した生産業者またはハンドリング業者は、認証機関が合意する、オーガニック生産またはオーガニックハンドリングのシステム・プランを作成し

なければならない。これらのオーガニック・システム・プランには、次の項目を含めなければならない。

- (1) その実施頻度を含め、実施し、守るべき生産方法とその手順。
- (2) 生産資材またはハンドリングのための資材（原料）として使われる物質のリスト。
その内容には、その組成、由来及び使われる場所、該当する場合には、**商業的購入可能性に関する**文書を含むものとする。
- (3) 当該プランが計画通りに実施されていることを実証するための確認行為とその手順に関する記述。これには、その確認行為の頻度を含むものとする。
- (4) 第2章第2項（NOP § 205.103 に該当）に定められた要件を遵守するために導入された記録保存システムの内容。
- (5) 並行生産（ハンドリング）において、オーガニック製品への非オーガニック製品の混入防止と、オーガニック生産行為、オーガニックハンドリング行為及びそれらの製品と禁止物質との接触防止のための管理法及び設置される物理的な障壁についての説明。
- (6) NOP 規則遵守状況の評価のために必要であるとして認証機関から指示された事項。

§ 205.103 記録の保存

- (1) 「100%オーガニック」、「オーガニック」もしくは「オーガニック〇〇〇使用」として**農林物資**を販売、ラベル表示または表示することを意図した**農林物資**の生産、収穫及びハンドリングに関する記録を維持管理しなければならない。
- (2) これらの記録は、下記のようなものでなければならない。
 - (i) 認証事業者が行う業務に合わせた内容であること。
 - (ii) 認証事業者のすべての活動並びに取引を、容易に理解できかつ監査できるよう十分に詳細に開示するものであること。
 - (iii) その作成後、少なくとも5年間維持管理されること。
 - (iv) オーガニック法及び本パートの規則の遵守を十分に実証するものであること。
- (3) 認証事業者は、農林水産省等所轄機関（以下単に農水省等という）及び認証機関が、かかる記録を通常の営業時間内に入手、閲覧、検査及びコピーできるよう対応しなければならない。

§ 205.105 オーガニック生産及びオーガニックハンドリングで禁止されている物質、手法及び成分

「100%オーガニック」、「オーガニック」もしくは「オーガニック〇〇〇使用」として**農林物資**を販売またはラベル表示するためには、当該製品を、下記の物質を用いずに生産並

びにハンドリングしなければならない。

- (1) 化学合成された物質及び原材料。但し、ナショナル・リスト (§ 205.601 または § 205.603) において定められている場合を除く。
- (2) ナショナル・リスト § 205.602 または § 205.604 において禁止されている非化学合成物質
- (3) 加工製品に使用される非農業生産物。但し、ナショナル・リスト § 205.605 において定められている場合を除く。
- (4) 加工製品に使用される非オーガニック農業生産物。但し、ナショナル・リスト § 205.606 において定められている場合を除く。
- (5) 食品医薬品局の規則 21 CFR 179.26 において記載された放射線照射
- (6) 下水汚泥

農作物生産基準

以下、農作物生産に適用される項目を分類、整理した。

§ 205.202 圃場の条件

- (1) この章の有機生産基準 (NOP の § 205.203 から § 205.206) に従って管理されていること。
- (2) 多年生作物、1 年生作物の区別なく、すべて、禁止物質が収穫前 3 年以上施用されていないこと。
- (3) 農作物への禁止物質の意図せぬ施用またはオーガニック管理下でない隣接地に施用された禁止物質との接触を防ぐことを目的に、用排水路など、明らかにそれと分かり、明確に定義された境界及び緩衝帯が整備されていること。

§ 205.203 肥培管理

[この項は、有機 JAS と異なる点だけでなく、ほぼ NOP 規定にそったものである。]

- (1) 土壌の物理的、化学的及び生物学的状態を維持改善させ、土壌侵食を最小限に防止する耕作法をおこなうこと。
- (2) 輪作、被覆作物と植物性並びに動物性由来の物質の施用を通じて、作物養分及び土壌肥沃度の管理を行うこと。
- (3) 植物性並びに動物性由来の資材の管理については、病原体、重金属もしくは残留禁止物質による農作物、土壌ないしは水の汚染を防止するよう対策を講じながら、土壌の有機物含有率を維持改善させなければならない。植物性並びに動物性由来の資材には、下記のことが含まれる。

- (i) 家畜糞尿（下記の場合以外は、堆肥化しなければならない）
 - ① 非食用農作物を栽培する圃場に施用する場合
 - ② 可食部分が土壌表面や土粒子に直接接触する生産物の場合は、収穫前 120 日より前に施用する場合
 - ③ 可食部分が土壌表面や土粒子に直接接触しない生産物の場合は、収穫前 90 日より前に施用する場合
 - (ii) 下記の工程を経て生産された植物性原料及び動物性原料の堆肥。
 - ① 当初の C/N 比を 25 から 40 の間に設定する。
 - ② 容器内または通気型堆積システムを用いる場合、55℃から 76.7℃で 3 日間保持する。
 - ③ ウインドロー型システムを用いる場合、55℃から 76.7℃で 15 日間保持し、その間切り返しを 5 回以上行う。
 - (iii) 堆肥化されていない植物性原料
- (4) 下記の物質を施用することで作物養分と土壌肥沃度を管理して、病原体、重金属もしくは残留禁止物質による農作物、土壌ないしは水の汚染を防止しながら、土壌の有機物含有率を維持改善させることができる。
- (i) オーガニック作物生産での使用が許可される合成物質のナショナル・リストに記載された作物用の養分もしくは土壌改良材
 - (ii) 低溶解度の採掘鉱物
 - (iii) 高溶解度の採掘鉱物。但し、当該物が、作物生産に用いることが禁止されている非合成物のナショナル・リストに定められた条件を遵守して使用される場合に限る。
 - (iv) 本項の (5) において禁じられている場合を除き、植物性原料及び動物性原料の燃焼により生じた灰。但し、燃焼された当該原料が禁止物質によって処理もしくは禁止物質と混合されていない場合か、かかる灰がオーガニック作物生産に用いることが禁止されている非合成物のナショナル・リストに記載されていない場合に限る。
 - (v) 製造工程で化学的に変化させられた植物性原料及び動物性原料については、ナショナル・リストにおいてオーガニック作物生産で使用が許可される合成物質として記載されている化学物質を使用している場合に限り使用ができる。
- (5) 生産業者は下記の物質を使用してはならない。
- (i) オーガニック作物生産での使用が許可される合成物質としてナショナル・リストに記載されていない合成物質を含有する肥料または植物性原料及び動物性原料の堆肥（工業的畜産由来のふん尿は飼料の中の銅、亜鉛等や抗生物質を含む場合が多い。日本ではその堆肥材料としての使用が有機農業で黙

認されているが、コーデックスの有機農業基準で堆肥材料として使用することが禁止されている。)

- (ii) 40CFR パート 503 (下水汚泥の使用や廃棄の連邦基準) において定義されている下水汚泥
- (iii) 事業において発生した農作物残渣を処分する手段としての焼却。但し、病害の蔓延防止または種子発芽率向上を目的とした焼却は行うことができる。

§ 205.204 種子及び栄養繁殖苗の実施基準

[この項は、有機 JAS と異なる点だけでなく、ほぼ NOP 規定にそったものである。]

- (1) 生産業者は、オーガニックな手法で育てられた種子、一年生実生及び栄養繁殖苗を使わなければならない。但し、下記の場合は、その限りではない。
 - (i) オーガニック生産された同等の品種が商業的に購入不可能な場合は、非オーガニック生産された、無処理の種子及び栄養繁殖苗をオーガニック作物の生産に使用できる。但し、可食新芽(スプラウト)の生産にはオーガニック生産された種子を使わなければならない。
 - (ii) オーガニック生産または無処理の同等の品種が商業的に購入不可能な場合は、ナショナル・リストでオーガニック作物生産での使用が許可される合成物質で処理された、非オーガニック生産の種子及び栄養繁殖苗をオーガニック作物の生産に使用できる。
 - (iii) 非オーガニック生産の一年生実生であっても、暫定的な適用除外(第2章第4項)が認められていれば、オーガニック作物の生産に使用できる。
 - (iv) 多年生作物の生産に使用される、非オーガニック生産の栄養繁殖苗であってもオーガニック管理システム下で1年以上栽培されていることを条件に、オーガニック生産として販売、ラベル表示または表示できる。
 - (v) 禁止物質で処理された種子、一年生実生及び栄養繁殖苗であっても、当該物質の施用が植物検疫上の規則で義務付けられている場合は、オーガニック農作物の生産に使用できる。

§ 205.205 輪作の実施基準

[この項は、有機 JAS と異なる点だけでなく、ほぼ NOP 規定にそったものである。]

生産者は、下記の役目を果たす為に、その事業に適した芝草、被覆作物、緑肥作物及び間作物などとの輪作を行わなければならない。

- (1) 土壌の有機物含有率の維持または改善
- (2) 一年生作物及び多年生作物の有害生物管理(病虫害対策)

- (3) 作物養分の過剰・欠乏の管理
- (4) 土壌侵食防止

NOP § 205.206 病虫害防除、雑草対策

- (1) 雑草対策
 - (i) 完全な生物分解性の材料を使つてのマルチング（註：化学製品の生分解性資材のようなものではなく、ワラのようなものを意味する。）
 - (ii) 放牧
 - (iii) プラスチック、その他の合成的なマルチ。但し、栽培期または収穫期の終了時には圃場からこれらを除去しなければならない。
- (2) 定められた防除方法では、十分な防除ができない場合下記のものを利用して害虫、雑草もしくは病気の予防、抑制または防除を図ることができる。
 - (i) 生物学的または植物性の物質。
 - (ii) ナショナル・リストに記載されている、オーガニック農作物生産での使用が許可されている合成物質。但し、当該物質の使用状況はオーガニック・システム・プランに記載されなければならない。
- (3) 生産業者は、新たな設置または交換の目的で、ヒ酸塩やその他の禁止物質で処理された木材を使い、それを土壌に触れさせてはならない。

§ 205.207 野生作物の収穫の実施基準

〔この項は、有機 JAS と異なる点だけでなく、ほぼ NOP 規定にそつたものである。〕

- (1) オーガニックとして販売、ラベル表示または表示されることになっている野生作物は、禁止物質が、当該野生作物が収穫される3年前から施用されていない地域から収穫されねばならない。
- (2) 野生作物は、その収穫または採集が環境に悪影響を及ぼさず、かつ、野生生物の生育及び生産を持続させる方法で収穫されねばならない。

ハンドリングの基準

以下は、ハンドリング（加工製造、加工製造以外の取り扱い）に要求される事項を分類整理した。

認証の対象

表示として「100%オーガニック」(100%organic)、「オーガニック」(organic) (有機成分 95%~100%未満) 及び「オーガニック〇〇〇使用」(made with organic〇〇〇) (有機成分 70%~95%未満) とするものは、認証を受けなければならない。

§ 205.270 オーガニックハンドリングの要件

JAS と同様に機械的または生物学的手段を使って加工及び小分けを行う点以外の要件は次のとおり。

- (1) 原料はオーガニック認証されたものを使用すること。
(※注：ここでオーガニック認証とは、NOPでの認証を意味しており、原料はNOP認証を受けたもの以外は認められない)
- (2) ナショナル・リストに基づき許可される非農業生産物 (NOP § 205.605) と非オーガニック生産の農林物資 (NOP § 205.606) を下記の農林物資に使用することができる。
 - (i) オーガニックという形態で商業的に購入が可能でない場合に、「オーガニック」として販売、ラベル表示または表示されることになっている農産物加工品 (5%以内の部分)。
 - (ii) 「オーガニック〇〇〇使用」として販売、ラベル表示または表示されることになっている農産物加工品 (30%以内の部分)。
- (3) 下記の事項は、「100%オーガニック」、「オーガニック」もしくは「オーガニック〇〇〇使用」として販売、ラベル表示または表示されることになっている農林物資または原材料に用いてはならない。
 - (i) 第2章第3項の(5) (NOP § 205.105 の(f) に該当) で禁止された手法 (放射線照射)
 - (ii) ナショナル・リスト (§ 205.605) で許可されていない化学合成の揮発性溶剤、その他の化学合成の加工助剤。但し、「オーガニック〇〇〇使用」とラベル表示された製品の非オーガニック原材料は、本要件の対象とはならない。

§ 205.271 施設の有害生物管理実施基準

- (1) ナショナル・リストに準拠した非化学合成ないしは化学合成の物質を使った擬餌針、もしくは忌避物質を使用することができる。
- (2) 定められた物理的、機械的手法では有害生物の予防ないしは防除に効果が見られないときには、ナショナル・リストに準拠した非化学合成物質または化学合成物質を施用できる。
- (3) 定められた物理的、機械的方法及び前2項でも有害生物の予防ないしは防除に効果が見られないときには、ナショナル・リストに記載されていない科学合成物質を使

用することができる。但し、この場合は、施用する物質、施用方法並びにオーガニック生産された製品もしくは**原材料**と当該使用物質の接触を防ぐために講じられる対策について、ハンドリング業者と認証機関が合意することを条件とする。

- (4) 有害生物の予防ないし防除に非**化学**合成物質もしくは**化学**合成物質を施用するハンドリング業者は、当該事業のオーガニックハンドリング・プランを更新し、かかる物質及び施用方法の使用を反映させた内容にしなければならない。更新したオーガニック・プランには、オーガニック生産された製品もしくは**原材料**と当該使用物質の接触を防ぐために講じられる、すべての対策のリストを盛り込まなければならない。
- (5) 定められた物理的、機械的方法及び前第1項から第3項にもかかわらず、ハンドリング業者は、オーガニック生産された製品もしくは**原材料**と当該使用物質の接触を防ぐために対策を講じることを条件に、**農水省**等の要請に従って有害生物を予防ないしは防除するために、その他の物質も使用できる。

§ 205.272 禁止物質の混入防止策及び禁止物質との接触防止策実施基準

有機 JAS 規格と同じであるが、以下のことが明記されている。

(1) 禁止事項として

- (i) **化学**合成の殺菌剤、防腐剤もしくは**薰蒸剤を含有する包装資材、貯蔵容器**または貯蔵ビン（注）**を用いること**
- (ii) オーガニックとしての完全性を危険にさらすような形で、何らかの物質に接触したことのある袋もしくは容器の使用または再利用
- 但し、かかる再利用可能な袋もしくは容器が徹底的に洗浄され、かつオーガニック生産の製品もしくは**原材料**と、当該使用物質が接触する危険性をもたらない場合にはその限りではない。

（注）ここでビンとは、ビールやジュースのビンのような小さな容器ではなく、カントリーエレベーターの靱が入る貯蔵ビンや貯蔵用のサイロ、タンクのようなものを指している。

表示の基準

NOPの基準書では、サブパートDで表示の基準を定めている。

§ 205.300 「オーガニック」という用語の使用

- (a) 「オーガニック」という用語は、本パートの規則に従って生産及びハンドリングが行われた（原材料を含む）未加工もしくは加工された農林物資のラベル及びラベル表示にしか使用できない。「オーガニック」という用語を製品名に用いて、当該製品の非オーガニック原材料を修飾してはならない。

§ 205.301 分類

- (a) **100%オーガニック** (100 percent organic)・・・オーガニック原材料比率 100%のもの（未加工農産物または加工農産物）
- (b) **オーガニック** (organic)・・・オーガニック原材料比率 95%以上のもの（未加工農産物または加工農産物）
- (c) **オーガニック〇〇〇使用** (made with organic)・・・オーガニック原材料比率 70%以上のもの（加工農産物）

- (註 1) 原材料の構成比%の算出は水と塩を除く重量ないしは液量で行い、原材料の合計正味重量（液量）/最終製品の総重量（液量）とし、四捨五入して整数で表す。なお、固体原材料と液体原材料が混在する製品は、重量換算で算出する。
- (註 2) 「オーガニック」の場合、残りの成分（5%以下部分）も**商業的に購入**可能ならば、オーガニック生産されているか、ナショナル・リストに準拠して生産された非農業生産物または非オーガニック生産の**農林物資**でなければならない。
- (註 3) 加工農産物で「100%オーガニック」とラベル表示された製品には、オーガニック生産された加工助剤が使われていなければならない。

§ 205.303 「100%オーガニック」もしくは「オーガニック」表示

Packaged products labeled “100 percent organic” or “organic.”

§205.303 (a) 100%オーガニック

項目	NOP基準の要求事項
表示事項及び表示の条	§ 205.303 (a) (1) 製品の名称を修飾する「100%オーガニック」の用語

件	(3) 原材料がオーガニックであることを示す「オーガニック」という用語 (4) USDA マーク (5) 認証を受けた認証機関の印章、ロゴ、その他の識別マーク 認証機関のロゴは、USDA マークより目立つ場所に表示してはならない
必ず必要なこと	§ 205.303(b)(100 %オーガニック〇〇などと記載した)包装の農林物資は、以下の要件をまもらなければならない。 (2) 認証機関名を表示 Certified organic by CJOFG 認証機関の住所、インターネットアドレスもしくは電話番号を表示することもできる
必ずしも表示しなくても良いこと	USDA マーク 認証機関の住所、インターネットアドレスもしくは電話番号、ロゴマーク

§ 205.303 (a) (b) オーガニック

項目	NOP 基準の要求事項
表示事項及び表示の条件	§ 205.303 (a) (b) (1) 製品の名称を修飾する「オーガニック」の用語 (2) 原材料がオーガニックであることを示す「オーガニック」の文言等及び製品におけるオーガニック原材料の構成比 構成比表示の文字の大きさは、当該製品に表示される文字の一番大きいものの半分以下で、強調表示せず、全体が同一の大きさ、書体、色の活字 (4) USDA マーク (5) 認証を受けた認証機関の印章、ロゴ、その他の識別マーク 認証機関のロゴは、USDA マークより目立つ場所に表示してはならない
必ず必要なこと	§ 205.303(b)(オーガニック〇〇などと記載した)包装の農林物資は、以下の要件をまもらなければならない。 (1) 原材料ごとに「オーガニック」という言葉又は * などの記号をつけて、当該原材料がオーガニック生産されたものであることを明示 (2) 認証機関名を表示

	Certified organic by CJOFG 認証機関の住所、インターネットアドレスもしくは電話番号を表示することもできる
必ずしも表示しなくても良いこと	USDA マーク 認証機関の住所、インターネットアドレスもしくは電話番号 オーガニック原料の構成比

§ 205.304 オーガニック使用

§ 205.304 Packaged products labeled “made with organic (specified ingredients or food group(s)).”

項目	N O P 基準の要求事項
表示事項及び表示の条件	§ 205.304 (a) (1) 以下の表示ができる (i) オーガニック原料の表示 *ただし3種類のオーガニック原料を超えて表示してはならない (ii) オーガニック〇〇使用 (iii) 「オーガニック使用の文字 (made with organic)」は、当該製品に表示される文字の一番大きいものの半分以上で、強調表示せず、全体が同一の大きさ、書体、色の活字 (2) オーガニック原材料の構成比 構成比表示の文字の大きさは、当該製品に表示される文字の一番大きいものの半分以上で、強調表示せず、全体が同一の大きさ、書体、色の活字 (3) 認証を受けた認証機関の印章、ロゴ、その他の識別マーク
必ず必要なこと	§ 205.304 (b) (オーガニック使用の表示をした) 包装の農林物資は、以下の要件をまもらなければならない。 (1) 原材料表示において、オーガニックの原材料ごとに「オーガニック」という言葉又は * などの 記号をつけて、オーガニック生産されたものであることを明示 (2) 認証機関名を表示 Certified organic by CJOFG 認証機関の住所、インターネットアドレスもしくは電話番号を表示することもできる
禁止事項	§ 205. 301 (c) USDA マークを表示してはならない

必ずしも必要でないこと	認証機関の住所、インターネットアドレスもしくは電話番号 オーガニック原料の構成比
-------------	---

§ 205.307. 非小売用容器の表示

§ 205.307 Labeling of nonretail containers used for only shipping or storage of raw or processed agricultural products labeled as “100 percent organic,” “organic,” or “made with organic (specified ingredients or food group(s)).”

農林物資の出荷ないし貯蔵のみに使用される非小売用容器のラベル表示

項目	N O P 基準の要求事項
表示事項	(a) (1) 最終製品を完成させたハンドリング業者を認証した認証機関の名称と連絡先 (2) 製品がオーガニックであることを示す識別符号 (3) 製品のオーガニックとしての完全性を維持するために必要な、ハンドリングの注意書き (4) USDA マーク (5) 最終製品の生産もしくはハンドリングを行った生産事業もしくはハンドリング事業を認証した認証機関の印章、ロゴ
必要に応じて必ず表示	(b) 製品の生産ロット番号
輸出品	(c) オーガニックとラベル表示された輸出向けの搬送容器には、輸出先の搬送容器ラベル表示要件もしくは外国の契約販売先の搬送容器ラベル表示要件に従ったラベル表示ができる。但し、搬送容器並びに船積み書類には、「輸出専用」(For Export Only) と明確に表示する。

§ 205.308 100%オーガニックもしくはオーガニック表示され、包装以外の態様で小売販売されるものの表示

- (a) 製品名を修飾する「100%オーガニック」もしくは「オーガニック」の該当する方を小売陳列、ラベル表示及び陳列容器に使用することができる。
- (b) 製品が認証された施設で調製される場合には、小売陳列、ラベル表示及び陳列容器に下記のマークを使用できる。
- (1) USDA 印章

- (2) 最終製品を生産する生産事業もしくはハンドリング事業を認証した認証機関と最終製品に使われる未加工のオーガニック製品もしくはオーガニック原材料を生産する生産事業を認証した認証機関の印章、ロゴ等。但し、かかる印章等は単独で、USDA マークより目立つ場所に表示してはならない。

§ 205.309 「オーガニック○○○使用」と表示され、包装以外の態様で小売販売されるものの表示

- (a) 製品名を修飾する「オーガニック○○○使用」という文言を小売陳列、ラベル表示及び陳列容器に使用することができる。
- (1) かかる表示には3種類を超えるオーガニック原材料もしくは食品群を記載してはならない。
- (2) 表示するオーガニック原材料を「オーガニック」と明示する。
- (b) 認証された施設で調製される場合、「オーガニック○○○使用」とラベル表示された当該農林物資の小売陳列及び陳列容器に認証機関の印章、ロゴ等を表示できる。

米国農務省(USDA)の印章

本会が清刷を交付する。

§ 205.311

米国農務省の印章は、図1 (Figure 1) に示した例の態様及び意匠を再現したものではなくてはならない。また下記のように、明瞭かつ見易く印刷されねばならない。



Figure 1

- (1) 白色の背景で、外円を茶色にし、白色の上半円に緑色で「USDA」という用語を、また、緑色の下半円に白色で「オーガニック」という用語を入れる。

あるいは、

- (2) 白色か透明の背景で、外円を黒色にし、白色か透明の上半円に黒色で「USDA」という用語を、また、黒色の下半円に濃淡が異なる白色か透明で「ORGANIC」という用語を入れる。
- (3) 緑色もしくは黒色の下半円に、耕作された圃場を模して、左から右へと水平線右端まで伸びる4本の細い直線を入れることもできる。

以上

許可物質及び禁止物質のナショナル・リスト

§ 205.601 オーガニックな作物生産への使用が許可されている合成物質

下記の化学合成物質は、その使用が農作物、土壌もしくは水を汚染させないことを条件に、オーガニック農作物の生産に使用できる。但し、本項の許可物質は、(a) の消毒剤並びに殺菌剤と、(c)、(j)、(k) 及び (l) の当該物質を除き、§ 205.206 (a) から § 205.206 (d) において定められた管理法や防除手法による対応では、標的害虫の予防又は防除に不十分であることが判明した場合以外には使用できない。

- (a) 灌漑設備の洗浄システムを含む、殺藻剤、消毒剤及び殺菌剤として
 - (1) アルコール類 (i) エタノール (ii) イソプロパノール
 - (2) 塩素系物質—但し、水の残留塩素濃度が、飲料水安全法に基づいた、消毒剤の最大残留限量を超えないものとする。
 - (i) 次亜塩素酸カルシウム
 - (ii) 二酸化塩素
 - (iii) 次亜塩素酸ナトリウム
 - (3) 硫酸銅—水田の殺藻剤として使用し、24ヶ月間で1圃場当たり1回の施用に制限。施用量は生産業者と認証機関の間で合意された期間の間に、基準土壌試験の銅の数値を上昇させない範囲に制限。
 - (4) 過酸化水素
 - (5) オゾンガス—灌漑設備の洗浄剤として以外の使用禁止
 - (6) 過酢酸—装置・機器、種子及び無性繁殖の植栽材料の消毒に使用
 - (7) 石鹼成分を原料とした殺藻剤/除苔剤
- (b) 除草剤か防草剤のうち該当する使い方として
 - (1) 除草剤（石鹼成分が原料）—農場の維持管理（車道、溝、通行権の与えられた道路、建物の周囲）及び花卉に使用
 - (2) マルチ
 - (i) 新聞紙、光沢インクや着色インクが使われていないその他の再生紙
 - (ii) プラスチック類のマルチ及びカバー（ポリ塩化ビニール (PVC) 以外の石油系）
- (c) 堆肥の原料として—新聞紙、光沢インクや着色インクが使われていないその他の再生紙
- (d) 動物の忌避剤として—石鹼成分、アンモニウム—大型動物の忌避剤以外の使用禁止、土壌もしくは農作物の可食部分との接触禁止

- (e) 殺虫剤として（殺ダニ剤・ダニ防除剤を含む）
 - (1) 炭酸アンモニウム－捕虫器の擬似餌以外の使用禁止、**農**作物又は土壌との直接的な接触禁止
 - (2) ホウ酸－構造物の有害生物防除、オーガニック食品又はオーガニック**農**作物との直接的な接触禁止
 - (3) 硫酸銅－水稻生産におけるカブトエビの防除剤として使用し、24ヶ月間で1圃場当たり1回の施用に制限。施用量は生産業者と認証機関の間で合意された期間の間に、**基準土壌試験の銅の数値**を上昇させない**水準**に制限。
 - (4) 硫黄元素
 - (5) 石灰硫黄合剤－**多**硫化カルシウムを含む
 - (6) 油類（園芸用）－蒸留範囲が狭い油類を休眠期用、くん煙用及び夏期用の油類として。
 - (7) 石鹸成分（殺虫効果のある）
 - (8) 粘着式**トラップ/柵**
 - (9) ショ糖オクタン酸エステル－承認されたラベル表示に従う。
- (f) 害虫管理として、フェロモン。
- (g) 殺鼠剤として
 - (1) 二酸化イオウ－地中に生息するげっ歯類の防除以外の使用禁止（発煙用）
 - (2) ビタミン D₃
- (h) スラッグ・ベイト（ナメクジの毒）もしくはスネイル・ベイト（カタツムリの毒）として、リン酸第二鉄
- (i) 植物病害の防除剤として
 - (1) 銅（固定化）－水酸化銅、酸化銅、**塩基性塩化銅（オキシ塩化銅）**、EPAの**許容量の対象外**製品を含む（但し、銅系の物質は、土壌への蓄積を**最小限に抑える方法**で使用し、また、除草剤として使用してはならない。）
 - (2) 硫酸銅－土壌への蓄積を**最小限に抑える方法**で使用しなければならない。
 - (3) 消石灰
 - (4) 過酸化水素
 - (5) 石灰硫黄合剤
 - (6) 油類（園芸用）－蒸留範囲が狭い油類を休眠期、薫煙及び夏期用の油類として。
 - (7) 過酢酸－火傷病菌の防除用
 - (8) 重炭酸カリウム
 - (9) 硫黄元素

- (10) ストレプトマイシン、リンゴとナシの火傷病菌防除用以外の使用禁止
- (11) テトラサイクリン（オキシテトラサイクリンカルシウム複合体）、火傷病菌防除用以外の使用禁止、**2012年10月21日までの使用に限る。**
- (j) 植物もしくは土壌の改良材として
 - (1) 水生植物抽出物（加水分解物以外）－水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムを使用して抽出されたものに限定、抽出に必要な量を超えた溶剤の使用禁止
 - (2) 硫黄元素
 - (3) **フミン酸（腐植酸）**－自然の堆積物、水とアルカリからの抽出物以外禁止
 - (4) リグニンスルホン酸塩－キレート剤、粉塵抑制剤、浮遊剤
 - (5) 硫酸マグネシウム－土壌で不足していることを立証する文書があれば可
 - (6) 微量要素－落葉剤、除草剤もしくは乾燥剤としては使用しない。硝酸塩系又は塩化物系から製造したものは不可。土壌で不足していることを、試験を行って立証し、その結果を文書化しなければならない。
 - (i) 可溶性ホウ素製品
 - (ii) 亜鉛、銅、鉄、マンガン、モリブデン、セレン**及び**コバルトの硫酸塩、炭酸塩、酸化物**又は**ケイ酸塩。
 - (ii) Sulfates, carbonates, oxides, or silicates of zinc, copper, iron, manganese, molybdenum, selenium, and cobalt
 - (7) 液状の水産物－硫酸、クエン酸又はリン酸で pH の調整可能。酸の使用量は、pH3.5 に下げるのに最小限必要な量を超えない。
 - (8) ビタミン B₁、ビタミン C 及びビタミン E
 - (9) **亜硫酸－本項の（j）（2）につき 99%の純度の硫黄元素を利用する資材を農場内で生産するため。**
- (k) 植物の成長調節剤として、エチレングスーパйнаップルの開花の調整用
- (l) 収穫後のハンドリングにおける浮揚剤として
 - (1) リグニンスルホン酸塩
 - (2) ケイ酸ソーダー樹木の果実及び繊維の加工用
- (m) 環境保護庁（EPA）の分類に従った**化学合成の不活性成分**として、本セクションに記載され、**かかる物質**の使用に設けられた限量に従い、殺虫剤の活性成分として使用**される**非**化学合成物質**もしくは**化学合成物質とともに使用**。
 - (1) EPA のリスト 4－最小限の懸念（Minimal Concern）の**不活性物質**
 - (2) EPA のリスト 3－毒性が不明の**不活性物質**で許可されるもの
 - (i) グリセリンオレアート（グリセリンモノオレエート）－2006年

12月31日以降は使用禁止

(ii) パッシブ型フェロモンディスペンサーに使用する不活性物質

(n) 種子調整－塩化水素－植え付け用綿実種子の地毛除去用

(o) 生産助剤として－ミクロクリスタリン・チーズワックス、きのこの原木栽培に使用するため。エチレンプロピレン共重合体又は合成着色料を使用せずに作られること。

§ 205.602 オーガニック作物生産への使用が禁止される非合成物質

下記の非化学合成物質をオーガニック作物の生産に使うことはできない。

- (a) きゅう肥の燃焼により生じた灰
- (b) ヒ素
- (c) 塩化カルシウム－自然な海水から製造したもので、カルシウム吸収に伴う生理的障害に対処するための葉面散布以外の使用禁止
- (d) 鉛の塩
- (e) 塩化カリウム－掘採物由来で、土壌における塩化物の蓄積を最小限に抑える方法で施用される場合を除く
- (f) フッ化アルミニウムナトリウム（掘採物）
- (g) 硝酸ナトリウム－使用量を作物の窒素要求総量の20%を超えない量に制限する場合は除く。スピルリナ生産への使用は、2005年10月21日まで可とする。
- (h) ストリキニーネ
- (i) タバコ粉塵（硫酸ニコチン）

§ 205.605 「オーガニック」または「オーガニック○○○使用」とラベル表示された加工品の原材料として許可される非農業（非オーガニック）生産物

下記の非農業生産物は、本セクションに記載された制限に従うことを条件に、「オーガニック」または「オーガニック（特定の成分もしくは食品群）使用」とラベル表示された加工品の成分として使用できる。

(a) 許可非化学合成物質

酸類（アルギン酸、クエン酸－炭水化物の微生物発酵で生産されたもの、及び乳酸）

寒天

動物性酵素－（レンネット－動物性由来、カタラーゼ－ウシの肝臓、動物性リパーゼ、パンクレアチン、ペプシン及びトリプシン）

ベントナイト

炭酸カルシウム
塩化カルシウム
硫酸カルシウム－掘採物
カラギーナン
乳製品加工用培養物
珪藻土－食品ろ過助剤以外は禁止
卵白リゾチーム
酵素類－無毒性で可食の植物由来、非病原性菌類由来又は非病原性バクテリア由来でなければならない
香料－非化学合成源以外は禁止で、化学合成溶剤と担体システム又は化学合成保存剤を使って生産してはならない
グルコノデルタラクトン－臭素水でD-グルコースを酸化させての生産は禁止
カオリン
L-リンゴ酸
硫酸マグネシウム－非化学合成源以外は禁止
微生物－あらゆる食品用のバクテリア、菌類、その他の微生物
窒素－オイルフリー・グレード
酸素－オイルフリー・グレード
パーライト－食品加工のろ過助剤以外は禁止
塩化カリウム
ヨウ化カリウム
重曹
炭酸ナトリウム
酒石酸－ぶどう酒から作られたもの
ろう－非化学合成のもの（カルナウバろう及び樹脂）
酵母－非化学合成のもの、石油系の基質と亜硫酸パルプ廃液での培養は禁止（自己消化物、パン酵母、ビール酵母、栄養酵母、及び燻製用香りつけ酵母－非化学合成の燻煙香りつけ工程であることを文書で証明しなければならない。）

(b) 許容化学合成物質

酸性化亜塩素酸ナトリウム－食品の準直接的な抗菌処理及び食品と接する表面の間接的な殺菌。クエン酸で酸化されたものに限る。
活性炭－植物由来のもの以外は禁止、ろ過助剤以外の使用禁止
アルギン酸塩
重炭酸アンモニウム－膨張剤以外の使用禁止

炭酸アンモニウム－膨張剤以外の使用禁止

アスコルビン酸

クエン酸カルシウム

水酸化カルシウム

リン酸カルシウム（一、二並びに三カルシウム塩）

二酸化炭素

セルロース－固化防止剤（無塩素漂白）及びろ過助剤として再生ケーシングに使用

塩素系－食品と接する表面の消毒並びに殺菌。但し、水の残留塩素濃度が、飲料水安全法に基づいた、消毒剤の最大残留限量を超えないものとする（次亜塩素酸カルシウム、二酸化塩素並びに次亜塩素酸ナトリウム）

シクロヘキシルアミン－包装時の滅菌用にボイラー水添加剤として以外の使用禁止

ジエチルアミノエタノール－包装時の滅菌用にボイラー水添加剤として以外の使用禁止

エチレン－熱帯果樹の収穫後の追熟用と柑橘類の催色用に使用可

硫酸第一鉄－規則で義務付けられているか、（第三者的な組織から）要求されている場合に、食品の鉄分の補充もしくは強化

グリセリド（モノグリセイド並びにジグリセイド）－食品の円筒乾燥以外の使用禁止

グリセリン－油脂の加水分解で生産

過酸化水素

炭酸マグネシウム－「オーガニック○○○使用」とラベル表示された農林物資のみに使用し、「オーガニック」とラベル表示された農林物資への使用は禁止

塩化マグネシウム－海水由来

ステアリン酸マグネシウム－「オーガニック○○○使用」とラベル表示された農林物資のみに使用し、「オーガニック」とラベル表示された農林物資への使用は禁止

栄養素としてのビタミン類及びミネラル類－食品の栄養的品質の指針（Nutritional Quality Guidelines For Food, 21 CFR 104.2）に従う

オクタデシルアミン－包装時の滅菌用にボイラー水添加剤として以外の使用禁止

オゾン

ペクチン（低メトキシ）

ペルオキシ酢酸/過酢酸－FDA の限量に従い、洗浄水及び/又はすすぎ水において使用。食品が接触する表面の殺菌剤として使用

リン酸－食品に接触する表面及び装置・機器のクリーニング以外への使用禁止

酒石酸カリウム

炭酸カリウム

クエン酸カリウム

水酸化カリウム－個別急速冷凍 (IQF) 製造工程におけるモモの剥皮に使用する場合を除き、果樹並びに野菜類のアルカリ剥皮への使用は禁止

ヨウ化カリウム－「オーガニック○○○使用」とラベル表示された農林物資のみに使用し、「オーガニック」とラベル表示された農林物資への使用は禁止

リン酸カリウム－「オーガニック○○○使用」とラベル表示された農林物資のみに使用し、「オーガニック」とラベル表示された農林物資への使用は禁止

二酸化ケイ素

ピロリン酸ナトリウム－膨張剤以外の使用禁止

クエン酸ナトリウム

水酸化ナトリウム－果樹並びに野菜類のアルカリ剥皮への使用は禁止

リン酸ナトリウム－乳製品以外の使用禁止

二酸化イオウ－「オーガニックブドウ使用」とラベル表示されたワインにのみ使用できるが、亜硫酸塩の濃度が全体で100ppmを超えてはならない

酒石酸－リンゴ酸で作られたもの

ピロリン酸四ナトリウム－食肉類似物への使用以外は禁止

トコフェロール－ローズマリー抽出物が適した代替物ではない場合に、植物油由来のもの

キサントングム

§ 205.606 「オーガニック」とラベル表示された加工物の原材料として許可される非オーガニック生産の農林物資

下記の非オーガニック生産の農林物資だけが、本セクションに記載された制限に従うことを条件として、かつ、当該農林物資がオーガニックという形態では商業的に購入が不可能でない場合に限り、「オーガニック」とラベル表示された加工品の原材料として使用できる。

- (a) ケーシング、腸加工物が原料
- (b) セロリパウダー
- (c) チア
- (d) 農林物資由来の色素
 - (1) アナトー抽出色素－水溶性並びに油溶性
 - (2) テンサイ搾汁抽出色素
 - (3) ベータカロチン抽出色素、ニンジン由来
 - (4) ブラックカラント搾汁色素
 - (5) 黒ニンジン/紫ニンジン搾汁色素
 - (6) ブルーベリー搾汁色素
 - (7) ニンジン搾汁色素
 - (8) サクランボ搾汁色素
 - (9) チョコベリー－アロニア搾汁色素
 - (10) エルダーベリー搾汁色素
 - (11) ブドウ搾汁色素
 - (12) ブドウ皮抽出色素
 - (13) パプリカ色素－乾燥及び油抽出
 - (14) カボチャ搾汁色素
 - (15) 紫ジャガイモ搾汁色素
 - (16) 赤キャベツ抽出色素
 - (17) レッドラデュッシュ抽出色素
 - (18) サフラン抽出色素
 - (19) ターメリック抽出色素
- (e) デイルウィード油
- (f) 魚油（脂肪酸）－オーガニック原材料で安定化されているか、ナショナル・リスト § 205.605 及び § 205.606 に記載された原材料しか含有していない。
- (g) フラクトオリゴ糖
- (h) ガランガ根、冷凍
- (i) ゼラチン
- (j) ゴム（ガム）－水抽出以外は禁止（アラビックガム、グアーガム、ローカストビーンガム及びイナゴマメガム）
- (k) ホップ
- (l) イヌリナーオリゴフルクトース強化
- (m) ケルプ（海草）－増粘剤及び栄養補助剤以外の使用禁止
- (n) コンニャク粉

- (o) レシチンー脱脂
- (p) レモングラスー冷凍
- (q) オレンジセラックー無漂白
- (r) オレンジの果肉。乾燥。
- (s) ペクチン（高メトキシ）
- (t) コショウ（チポトレチリ）
- (u) でん粉
 - (1) コーンスターチ（無加工 native）
 - (2) コメでん粉、非加工ー2009年6月21日までオーガニックハンドリング用
 - (3) サツマイモでん粉ー春雨の生産以外の使用禁止
- (v) トラガcantガム(Tragacanth gum)
- (w) Turkish bay（月桂樹）の葉
- (x) ワカメ
- (y) 濃縮ホエー（乳漿）たんぱく質

以上